令和2年6月5日 日本原子力研究開発機構

新検査制度関連審査に係る対応状況

1. 制度移行に係る経緯等

これまでの面談・公開会合を踏まえ、新検査制度の本運用に対する現状認識は、以下の とおり。

- (1) 新検査制度導入初期の現状について
 - ・新検査制度への移行に当たり、核燃料施設等に関する関係法令、審査基準及び規制検査ガイドの制定が施行直前の3月までずれ込み、本運用開始後の今も原子力規制庁及び事業者ともに運用に関する細部調整が残っている。
 - ・原子力機構も急ぎ準備を進めてきたが、<u>導入初期の現段階では完璧な制度設計がで</u>きたとは思っていない。
 - ・事業者の制度設計は、最初から100点満点でなくてもよく、<u>徐々に改善してもらえればよい</u>。導入初期に事業者側に制度運用上の問題があっても、それをすぐ問題にするようなことはしない。《検査監督総括課》
 - ・原子力規制庁としても、核燃料施設等への新検査制度導入(米国ROP適用)は初めてなので、勉強していく必要がある。《検査監督総括課》

(2) 新検査制度への速やかな完全移行について

- ・新検査制度移行に当たっては、新法施行の経過措置により、3月間(品質マネジメントシステムの届出)及び6月間(保安規定及び廃止措置計画の申請)の猶予期間が設けられている。
- ・しかし、新検査制度そのものは新法施行により既に4月から始まっており、<u>なるべく</u> 早く新検査制度関連文書の承認及び認可が得られるのが望ましい。(審査が長期化すると、経過措置(旧規定)に基づく従前活動と、新法に基づく新規活動の差異が顕在 化するおそれがある。)

(3) 原子力機構における新検査制度移行に対する取組状況について

- ・上記(1)(2)のとおり、新検査制度移行に向けた準備期間が必ずしも十分でなく、他方、速やかに新検査制度に移行していかなければならないことから、原子力機構では、「導入初期での混乱なき移行」及びそのための「現行保安活動の踏襲と新規要件の追加」を基本に掲げ、導入準備を進めてきた。
- ・その上で、新検査制度の仕組みの中で本運用の実施・評価を行い、問題があれば改善することで、継続的・段階的に理想形に近づけていくこととしている。

2. 品質マネジメントシステム及び保安規定の策定状況

- (1) 審査基準の要求事項との対比(表現)について
 - ・品質マネジメントシステム及び保安規定とも、基本、従前の施設管理活動(保安管理・保全管理・品質管理)に不足はなく、さらに高い安全確保を目指すために、「品質管理基準規則」及び「保安規定審査基準」(以下「基準規則」という。)の新規要求事項を追加することで必要十分と考えている。このため、新検査制度要求の文意や意図が変更されていない規定条文については、従前の施設管理活動を踏襲することから従来の表現としているところがある。
 - ・また、<u>新検査制度導入の理念や趣旨に影響が及ばない部分</u>(例えば、基準規則条文の 記載の適正化、明確化等の変更箇所)では、基準規則どおりでない表現としていると ころがある。

(例) 基準規則:資源を確保して管理する。

機構案 : 資源を確保する。(他条文で管理することは自明)

基準規則:個別業務プロセスの計画を作成し、プロセスを確立する。

機構案 :個別業務プロセスの計画を作成する。(他条文でプロセスを確立する

ことは自明)

(2) 拠点・事業施設間の差異とグレーデッドアプローチについて

- ・旧原子力安全・保安院系事業施設と旧文部科学省系事業施設の規制の違いもあって、原子力機構の各拠点・各事業施設の保安規定は各々異なる制改定履歴を有している。 新検査制度導入初期の運用上の混乱を避けるためにも、現行保安規定の条文構成や 個別記載事項をなるべく踏襲することとしている。
- ・また、保安規定審査基準における「品質マネジメントシステム」に関する条文に「保 安活動に関する管理《中略》の内容は、<u>原子力安全に対する重要度に応じて、その適</u> 用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内 容が、合理的に実現可能なものであること。」とある。
- ・しかしながら、核燃料施設等では、実用発電炉のように設備単位での定量的評価がなされておらず定性的で、かつ、原子力施設の危険性に対する実務感覚に負うところが大きいことから、<u>現時点では具体的な適用(リスクに応じた軽重判断)が難しい</u>と思われる。
- ・グレーデッドアプローチに基づく施設管理の運用状況や各拠点・各事業施設間の差 異についてはフリーアクセスなど原子力規制検査の中で監視され、その評価結果を 踏まえ今後の運用の改善につなげていくこととなる。このため、導入段階の制度設計 としては、新検査制度の新規要求事項(施設管理全般)に係るプロセスと必要な手続 きを規定するにとどめ、その具体的事項は下部要領に規定しているところがある。

以上